山形県消費生活センターニュース

平成２７年１月号

訪問販売・訪問購入でのトラブルにご注意！

① 配置薬の訪問販売

配置薬の「訪問販売」に関する相談が後を絶ちません。断っているのに、しつこく勧誘したり、泣き落としをしたりして契約を迫るほか、消費者に断る隙を与えず勝手に薬を置いて立ち去るケースもあります。返却などを申し出ても薬をなかなか引き取ってもえらえなかったり、定期訪問の際に、高額な健康食品を売りつけられたりするトラブルもあります。

また、配置薬業者が、訪問時に医薬品を現金販売することは法律で禁止されているにもかかわらず、高額な医薬品を現金販売していたという報告もあります。

- 配置薬は、業者から薬を預かり、次回の来訪時に使った分だけ支払う仕組みです。自分の判断で薬を処分しないようにしましょう。
- できれば玄関のドアを開けずに対応し、必要なければきっぱり断りましょう。意に反して預かることになっても、速やかに引き取りなどを申し出ましょう。

② 貴金属の訪問購入

訪問購入の手口で**貴金属**などを執拗に買い取られる「訪問購入」に関するトラブルが急増しています。平成２５年２月から、訪問購入についても、クーリング・オフが導入され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて８日以内であれば、取り戻すことができるようになりました。ただし、クーリング・オフが適用されない商品など例外もあるので、注意が必要です。

契約をしたとしても商品をその場で引き渡す必要はありません。
何よりまず、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。

※心配な時はお住まいの自治体の消費生活センターなどに相談しましょう。

１・２月の消費生活相談日

業者との契約トラブル、借金などの相談に、弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約制ですので、各地域の消費生活センターにお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
最上消費生活センター	１月１３日（火） ２月１０日（火）	13:30～15:30	0233-29-1370
県消費生活センター（県庁 2F）	１月１４日（水） ２月１２日（木）	14:30～16:30	023-624-0999
庄内消費生活センター		13:30～15:30	0235-66-5451
置賜消費生活センター	１月１５日（木） ２月１２日（木）	13:30～15:30	0238-24-0999

雪下ろしなどによる事故を防止しましょう

今年は例年に比べて早く雪が降り積もったこともあり、県内各地で雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いでいます。今シーズン、雪下ろし作業中に、屋根やはしごから転落したり、除雪機に手や足を巻き込まれたりするなどした事故は、１２月２３日現在で３２件確認されています。

自宅敷地内などの除雪に使われる歩行型除雪機は、免許なしで操作でき、簡便に使うことができますが、重篤なけがを負ったり、他県では死亡に至ったという事故情報が寄せられています。事故は、安全装置を作動しないようにするなど、誤った使い方をしている時にも起きています。作業を行う前に取扱説明書をよく読み、安全装置が正常に動くことを確認し、周囲の安全にも配慮して正しく使いましょう。

◆雪下ろしや除雪作業での事故を防ぐポイント◆

- 雪下ろしの際には、ヘルメットや命綱を使い、２人以上で行い安全第一で作業しましょう。
- 転倒したり除雪機に足を挟まれたりしないよう、足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で作業しましょう。
- 除雪口の雪を取り除く際は、必ず除雪機のエンジンを停止し、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って行いましょう。
- 作業を行う際は、周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにしましょう。

※なお、除排雪を業者に依頼する場合は、事前に契約条件を確認するなどして、トラブルにならないように気をつけることが大切です。

シックハウス症候群にならないために

消費者庁では「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」として、注意喚起情報を公表しています。

建築材料から発生するホルムアルデヒドは、シックハウス症候群の原因の一つとして考えられています。壁紙の張り替えなどの内装リフォームによるシックハウスやにおい、化学物質に関する事故情報が平成 21 年度以降２６０件以上寄せられています。

住宅の内装リフォームを行う際は、建築基準法に基づくシックハウス対策を講じるよう、事業者に求めましょう。詳しくは、消費者庁ホームページを参照ください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141128kouhyou_1.pdf

県消費生活センターキャラクター
ケロちゃん

山形県消費生活センター

〒990-8570　山形市松波２－８－１（山形県庁２階）
相談受付　月曜～金曜　午前９時～午後５時
電話番号　０２３－６２４－０９９９
ホームページは「山形県消費生活センター」で　検索